



韓国で高病原性鳥インフルエンザが 継続発生中！

韓国では平成29年11月以降、高病原性鳥インフルエンザ（H5N6亜型）が継続して発生しており、**本病ウイルスが国内に侵入する可能性は非常に高い**と考えられます。農場への侵入を防止するため、より一層の飼養衛生管理基準の遵守に努め、飼養している家きんに異状がみられた場合には、獣医師または家畜保健衛生所に**直ちに連絡**してくださるようお願いいたします。

～ 点検のポイント ～

1 野生動物の侵入防止

- ・野生動物が侵入し得る経路がないか、家きん舎を定期的に点検し、破損部位があればすぐに修理

※家きん舎が池などの野鳥生息地の近くにある場合には、より注意して確認

2 消毒の徹底

- ・家きん舎ごとに、衣服や靴を交換、消毒
- ・踏込消毒槽の消毒薬はこまめに交換

3 部外者の立入り制限

- ・農場への不必要な立入りの制限

隙間のないように
ネットを張る



飼養している家きんに異状がみられた場合には、直ちに獣医師または家畜保健衛生所に連絡ください。

三八地域県民局地域農林水産部 八戸家畜保健衛生所

TEL：0178-27-7415 FAX：0178-27-7418

日祝祭日の場合は、家保携帯 090-7069-7714

